

令和2年度

第2回江別市緑化推進審議会

日時 令和2年7月14日（火）

午後1時30分～

場所 江別市民会館小ホール

次 第

1 開 会

2 議事

(1) 報告事項

報告第1号 緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について

報告第2号 環境緑地保護地区等行為通知書の受理について

報告第3号 江別市保存樹木の指定解除について

(2) 審議事項

議案第1号 江別市指定樹木の選定について

議案第2号 江別市保存樹木の選定について

3 その他

4 閉 会

「スマホより 横断歩道の 僕を見て」

～交通安全年間スローガン（全日本交通安全協会）より～

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

令和2年7月14日（火）

午後1時30分～午後2時38分

江別市民会館小ホール

発言者等	内 容
審議会 出席委員	小阪委員、宮木委員、郷委員、牧野委員、平島委員、河村委員、谷保委員、 保坂委員、八木橋委員 （計9名）
事務局	三上生活環境部長、金子生活環境部次長、田中環境室長、山崎環境課長、 酒井環境課主査、田中環境課主査、八木橋環境課主任、中嶋環境課主事、 倉下緑化専門員 （計9名）
傍聴者	1名
司会	山崎環境課長
山崎課長	配付資料の確認
議事（報告案件、審議案件）進行 小阪会長	
報告事項第1号 緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について	
酒井主査	緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について説明
小阪会長	緑化関連事業の実施経過及び今後の予定について、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、イベントの中止や実施内容の変更など慎重に検討しながら進めているという報告があったが、この件に関してご質問等はないか。
宮木副会長	1の中止となった事業で、野幌地区都市緑地での植樹は、すでに植樹をされたということか、その事業が延期になったということか。
田中主査	野幌地区都市緑地における市民植樹は、今年度の開催を見送り、来年度に実施する予定である。
宮木副会長	3の実施及び今後実施予定事業の3番「保存樹木等治療」は、どの木をどのように治療される予定なのか教えてほしい。
田中主査	保存樹木等治療は、毎年、夏場までに保存樹木の巡視を終え、その年の巡視状況に基づき治療候補木の選定を行っているため、今年度実施する治療木についてはまだ決定していない。
小阪会長	その他に質問等はないか。 私の方から1点よろしいか。2の検討中の事業は、例年何月ごろ開催されているのか。植栽の時期が少し気になる。

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

田中主査	石狩川流域300万本植樹は、例年10月初めもしくは9月末の土日のいずれかで行っている。今年度は、9月末の日曜日に実施の予定となっている。
小阪会長	他に質問等はないか。
	質疑終了
小阪会長	報告事項第1号は、ご了承いただいたということでよろしいか。
委員一同	一同了承
報告事項第2号 環境緑地保護地区等行為通知書の受理について	
田中主査	環境緑地保護地区等行為通知書の受理について説明
小阪会長	環境緑地保護地区等行為通知書の受理について、2月の審議会で報告を受けた案件の追加作業に関する報告であるが、この件に関してご質問、ご意見などはないか。
牧野委員	行為の種類に樹木の伐採とあるが、立木を切るのか、それとも倒れた木や斜めになった木を整理するということなのか。
田中主査	樹木の伐採については、主に傾斜木または枯損木である危険木の伐採である。
牧野委員	それでは、②行為の種類と③行為の目的が合っていないように思われる。林業関係で伐採というと立木を切ることを言うため、風倒木処理であれば、伐採には当たらないと思う。
田中主査	環境緑地保護地区等内における行為は、北海道自然環境等保存条例において行為の種類が示されており、その中で木竹の伐採という記載になっている。そのため、行為の通知ないしは届出等をする際に樹木の伐採を含む場合は、「樹木の伐採」という記載になる。
牧野委員	了解した。しかし、風倒していないものも処理することになるので、行為の目的欄の「風倒木の処理」を「風倒木等の処理」にするなど、書き方を若干変更した方が良いかと思う。
田中主査	今ご説明したとおり、条例上の記載が木竹の伐採となっているため、それに類する行為を行う場合、あくまでも行為通知書の書き方としては樹木の伐採という記載になる。行為の具体については、添付資料等で説明する形になる。
牧野委員	そういう整理を今までされているのであれば了解した。

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

小阪会長	資料4ページの環境緑地保護地区等内行為の通知についての話だと思うが、9ページの行為通知書を見ると、行為の種類は樹木の伐採、行為の目的は台風21号による風倒木処理と書かれている。先ほど、事務局から説明があった内容は、これに即しているということか。
田中主査	今、小阪会長がおっしゃったとおり、行為者から受けた行為通知書の記載が、行為の種類は樹木の伐採、行為の目的は平成30年9月5日台風21号による風倒木処理となっているので、その報告資料としては、行為通知書に基づいた記載となることから、このような内容となる。
小阪会長	その他にご質問、ご意見等はないか。
宮木副会長	ここの樹木の樹齢がどのくらいなのかを教えてください。
田中主査	屯田兵村林の詳細資料を手元に持ち合わせていないため、正確な樹齢はわからないが、屯田兵村林という名のとおり、屯田兵入植当時に植栽された防風林であることから、樹齢は、おおよそ100年以上経過しているものと思われる。
小阪会長	明治34年の開拓当初の林と聞いているので、それくらいの年数は経っているかと思う。 他に質問等はないか。
	質疑終了
小阪会長	第2号の報告事項について、ご了承いただいたということによろしいか。
委員一同	一同了承
報告事項第3号 江別市保存樹木の指定解除について	
田中主査	江別市保存樹木の指定解除について説明
小阪会長	江別市保存樹木の指定解除について、ケヤキとキリの指定解除の説明があった。これは、前回の審議会以降に条例に従って受理したものだが、この件に関してご質問等はないか。
	質疑なし
小阪会長	それでは、ケヤキとキリの指定解除についてご了承いただいたということによろしいか。
委員一同	一同了承

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

審議事項第1号 江別市指定樹木の選定について	
田中主査	江別市指定樹木候補木（5本）の選定理由について説明
小阪会長	ただいま説明のありました江別市指定樹木の候補木について、ご意見やご質問等はないか。 まずは、5ページの湯川公園のスギに関してはいかがか。
	質疑なし
小阪会長	次に、野幌公民館のヤマボウシに関してはいかがか。 花は終わりかけていたが、ヤマボウシにしては割と大きな木だと思う。先週いただいた資料16ページに指定樹木の実施要領があるが、その中の選定基準にある樹種のうち、ヤマボウシは希少木に該当するということか。
田中主査	樹高が10メートルに達しているので、広葉・高木の区分で指定するか、希少木の区分で指定するか、現在検討中である。
小阪会長	高さも十分あるし、珍しい樹木だということですね。これについて、何かご質問、ご意見等はないか。
	質疑終了
小阪会長	それでは、次のナツツバキに移る。こちら珍しい樹種だが、ご質問、ご意見等はないか。
	質疑なし
小阪会長	それでは、次の情報図書館にあるアカマツ。4本のうちの1本ということだが、何かご意見、ご質問等はないか。
宮木副会長	このアカマツは指定していただきたいと思う。担当の課は違うと思うが、ここの管理について、アカマツの横の木がアカマツを見るときに邪魔になる。また、もう少し下の方も枝を張らせようとするのなら、横の木の枝を除去した方が良いのではないか思った。 別件だが、同じ敷地内で保存樹木に指定されているクロマツも、イチイなどが高密度にあるため、クロマツの枝が見られず幹しか見ることができない。イチイをかなり間伐した方が良いかと思う。また、少し暗く、歩いて鑑賞するには、あまり適さなくなっている。ここは市の管理地になっているのか。
田中主査	市の管理地で、所管は情報図書館である。
宮木副会長	そこは協議していただき、もう少し見やすい形にしていきたいと思う。

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

田中主査	先日の視察の際にも宮木委員から枝が絡んでいることについて、ご指摘があった。指定に当たっては、情報図書館と周りの樹木の剪定について協議したいと考えている。
小阪会長	その他、このアカマツについてご意見等はないか。
	質疑終了
小阪会長	続いて、指定樹木候補木の最後のフジについて、ご意見、ご質問等はないか。
谷保委員	個人所有の樹木の指定に関しては、当然同意があつてのことだとは思いますが、フジ棚を近々に修理しなくてはならないという問題もあり、年間2,500円程度の謝礼では難しいので、他の方策はないのか。
田中主査	フジ棚については、所有者の方から、かなり傷みがきており補修を検討しなくてはならない状態であるというお話を伺ったところである。どのようなものを作るかにもよるが、これだけの規模のフジ棚を新たに更新するとなると、かなり高額な費用がかかると思われる。市が、個人所有の樹木の費用を出すことは正直難しいと考えている。過去に保存樹木等の治療等に関し、樹木はあくまでも所有者の財産となるため、個人所有の木については、所有者が中心にやっていたとという形で進めている。我々としては、お手伝いができる部分についてはお手伝いをしており、過去には、支柱を新しく立てるとか、剪定をする際に立会って一緒に作業を行った樹木もある。今回のフジ棚についても、全体を更新するのは難しくても上に架けている渡し木の焼丸太の部分だけ交換するといった場合に、その作業について我々が立会って一緒に作業をするということは可能だと考えている。
小阪会長	その他はないか。
	質疑終了
小阪会長	委員の皆さんから指定された後の管理等のご意見があつたが、事務局より推薦のあつた指定樹木候補5本について、指定樹木と決定してよろしいか。
委員一同	一同了承
審議事項第2号 江別市保存樹木の選定について	
田中主査	江別市保存樹木候補木（6本）の選定理由について説明
小阪会長	事務局から保存樹木への昇格を推薦された6本は、いずれも指定樹木になってから10年以上経過し、特に病気もなく順調に成長している樹木である。それでは、最初に天徳寺のトチノキについてご意見、ご質問はないか。

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

牧野委員	<p>この木に関しては、剪定の際に菌が入ったようである。先ほど、ケヤキを剪定しすぎて枯れてしまったため、指定解除を行ったという報告があった。先週見た時、枝が電線にかかっているから単純に剪定していた状況だったので、果たして所有者がしっかり樹木を保存できるのか、第8条の保存の義務について少し疑問がある。</p>
小阪会長	<p>先ほどの解除のところとの関係でお話しいただいたと思うがいかがか。</p>
田中主査	<p>本日お配りした資料20ページに江別市緑化推進条例における保存樹木の指定等についての関係部分を抜粋しているが、こちらの第8条が保存の義務となっており、保存樹木等に指定した樹木について、「何人も保存樹木等が大切に保存されるよう努めるものとし、所有者等は、保存樹木等について枯死または損傷の防止その他保存に努めなければならない。」と規定している。このような保存の義務を課すことによって、その樹木の保全を図るといのが、この保存樹木の考え方である。</p> <p>先ほど委員から指摘がありました、所有者がこの保存の義務について正確な理解をしていないのではないかという点については、確かにそういう部分はあるかと思う。市有であれば当然市が管理するため、樹木に対しなんらかの処置を行う際は、事前に環境課へ相談があることからの的確なアドバイス等ができるが、私有樹木は所有者の財産である。その個人の財産に保全の義務を課して保全を図るといものではあるが、あくまでそれは所有者の同意とご理解、ご協力のもとに行うといのが、条例の趣旨である。保存の義務の説明は、当然、指定の段階ですが、なんらかの理由で剪定等がなされることは、ままある状況である。条例で規定する保存の義務に違反していることは確かだが、あくまで個人所有の財産であることから、ご理解、ご協力をもって保全を図るしかないといのが現状である。</p> <p>天徳寺の樹木についても、電線に枝がかかってくると、ほくでんから切らせてほしいという話や、道路側にはみ出してくると、近隣住民から枝が邪魔だとか、枯れ葉が外に広がって困るといった苦情も入ることから、枝を剪定したものと理解している。若干、剪定があまり良い状態ではなかったため、ご視察いただいた時に、枯れてしまった枝が残っていた状況だったかと思う。</p> <p>今回、保存樹木への昇格が決まったら、その話を伝えるに行く際に、具体的な管理方法についても説明したいと考えているが、所有者のご理解、ご協力のもとで行っているものであるといことはご理解いただきたい。</p>
小阪会長	<p>難しいことだとは思。特に個人の木については、保存の義務というだけではなく、例えば、処置をする際は事前にこちらへ連絡をください、などと言っただけであれば、先ほどの剪定によって枯れていったというようなことを防ぐことができたのではないかと思う。</p> <p>その他はないか。</p>

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

	質疑終了
小阪会長	次のハリギリについては、いかがか。
	質疑なし
小阪会長	続いて、トドマツについてのご意見はないか。
牧野委員	このトドマツについては、先週の視察の際にも話したが、隣のメタセコイアのように根元の保護を行わないと根から腐朽菌が入ってしまうので、対策等をお願いしたい。
田中主査	トドマツは確かに根回りが痛む可能性があるのですが、こちらは所管の公園係と協議し、メタセコイア同様の周囲を囲う柵の設置を働きかけたいと思う。
小阪会長	他にないか。
	質疑終了
小阪会長	続いて、カラマツについてはいかがか。
田中主査	事務局からよろしいでしょうか。このカラマツは、先日の視察の際に委員の方からご指摘があったように、数本のカラマツがまとまって植栽されたため樹群状になっている。看板に近い真ん中の樹木を指定しているが、指定から10年以上経過し、樹木の状態も変わってきている。そのままいけば、今指定になっている看板に一番近い樹木を昇格させることになるが、違う樹木の方が良いのではないかというようなご意見があればいただきたい。
小阪会長	確かに、もう少し太くて立派な木が隣にあったような気がするが、ご意見等はいかがか。
宮木副会長	それは事務局にお任せしたら良いと思う。
小阪会長	事務局にその判断を任せるということでよろしいか。
委員一同	一同了承
小阪会長	それでは、そのようにお願いします。
田中主査	それでは、今回昇格というご意見をいただければ、看板を更新する際に、事務局の方で現在一番良い状態の樹木を選ばせていただきたいと思う。
小阪会長	続いて、湯川公園にあったアサダについてご意見等はないか。

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

	質疑なし
小阪会長	続いて、15ページのキタコブシについて、ご意見等はないか。
	質疑なし
小阪会長	それでは、いくつかご意見があったが、それらを踏まえて、保存樹木候補木6本を指定樹木から保存樹木へ昇格としてよろしいか。
委員一同	一同了承
小阪会長	私の方から確認したいことがある。本日の資料18ページの欄外に、令和2年3月31日現在の本数が記載されているが、本日決定したものを加えるとうなるのか教えてほしい。
田中主査	<p>本日の資料18ページの最下段に記載されている保存樹木本数88本、指定樹木本数17本、合計105本は令和2年3月31日現在の本数である。</p> <p>本日、新規指定樹木候補木が5本、保存樹木昇格予定候補木が6本となり、すべて承認された場合は、指定樹木17本のうち6本が保存樹木となるため、保存樹木は88本から94本になる。そして指定樹木から6本を引き、今回の新規指定樹木5本を足すと、17本引く6本不足5本で16本となり、合計110本となる。</p>
牧野委員	今回、保存樹木の指定解除について報告があった2本は影響しないのか。
田中主査	<p>今回お配りした資料の17ページ、18ページに先ほどご報告した保存樹木の指定解除があるが、この2本は備考欄に記載のとおり令和2年3月9日付けで解除となっている。この2本を解除したうえでの数が合計105本である。</p> <p>これに本日ご審議いただいている新規指定樹木候補5本、保存樹木昇格候補6本がすべて承認いただいた場合は、先ほどお伝えしたように保存樹木が94本、指定樹木が16本の合計110本になる予定である。</p>
宮木副会長	<p>湯川公園は、住宅地の中で自然の森が見られる公園であり、歴史上植えた木が中心となっているが、元からある木もとても貴重である。中央の森ではミズナラ、シナノキ、イタヤカエデなどの典型的な木があるが、たぶん指定されていないかと思う。保存樹木全体でもシナノキが3本、ヤチダモが2本、イタヤカエデが1本とか、ミズナラは1本だけであり、もう少し湯川公園の中で、良いミズナラなど比較的良く見られる木も選んでいただければ良いかと思う。</p> <p>それと昨年緑地になった野幌駅の西側でも木の指定はできるのか。</p>
田中主査	<p>指定できる。イオン側の方に広葉樹が既存のまま残っているので、その中で良い樹木があれば指定できる。今までは、JRの所有地で立入りが禁止されていたため、立入禁止区域の樹木を指定することは難しいものがあったが、江別市の所有となったことから、良い樹木があればぜひご推薦いただきたい。</p>

令和2年度 第2回江別市緑化推進審議会 会議録（要旨）

宮木副会長	あそこも昔の自然の名残が残っているところでヤチダモやハルニレなど、その中で良いものを選んで保存樹木にさせていただければありがたい。
小阪会長	宮木委員からお願いということであったが、やはりこの樹種一覧を見ると一部少ないというのがわかると思う。念のためだが、この保存樹木に対しては名木百選ウォッチングということで、市民が参加してその木を眺めて楽しむという時間があるが、市民へ保存樹木、指定樹木の案内は随時行っているのか。
田中主査	江別市の指定樹木、保存樹木の広報ということか。
小阪会長	広報ですね。
田中主査	<p>名木百選ウォッチングが一番大きなものとなるが、それ以外のものとしてはホームページ上で広報しているのと、「江別の自然」という学習教材を作っている。こちらは、今までは希望のあった小学校へ配布し授業の中で使用してもらおうというもので、この中で指定樹木、保存樹木についても取り上げている。</p> <p>また、本日の資料19ページに現存している保存樹木樹種一覧表があるが、ここに江別市名木マップのQRコードを掲載している。こちらはグーグルマップ上に保存樹木、指定樹木等をポイントし、地図上で確認したり、ナビゲーションを使ってその木のある場所まで行ったりできるようにしたものを作成し広報している。</p>
小阪会長	広報とともに、市の指定樹木制度基準にあっているので自分の家の木はどうかというような連絡はあるのか。例えば、フジは、所有者から連絡が来たのか。
田中主査	<p>櫻井さんは、実はもう1本保存樹木イチイを所有している。毎年、保存樹木等については、すべて巡視を行っており、その巡視の中で、裏にあるフジの話になり、非常に素晴らしいフジなので我々の方から、ぜひ新規指定樹木にしたいということでご相談した。櫻井さんもご高齢なので、あと何年ここに住んでいられるかわからないからと少し渋られたが、代替わりや売却等で保存樹木の解除が必要であれば、いつでも対応できるのでぜひお願いしたいと話し、今回新規指定のための視察についてご了承いただいたところである。</p> <p>また、保存樹木等の広報の中で、身近に良い木があったらぜひご紹介くださいという案内は、ホームページにも掲載している。</p>
その他	
事務局	特になし。
山崎課長	閉会